

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の公告 (循環型社会推進課)	11
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (循環型社会推進課)	11
○農業委員会が行う交換分合計画の認可 (2 件)..... (農地調整課)	11
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	12
○農業振興地域の指定の一部改正..... (農村計画課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	13
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正..... (経理課)	13
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2 件).....	13

告 示

北海道告示第906号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項各号に規定する者（以下「処分者等」という。）のすべてを確認することができないので、法第19条の8第1項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 講ずべき措置の内容

北海道静内郡静内町字川合47番1に投棄されていた産業廃棄物である廃油と特別管理産業廃棄物である廃酸の混合物（以下「混合物」という。）、混合物を封入していた容器等及び混合物の付着物を、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準等に従い、措置の履行期限までに適正に処

理すること。

2 措置の履行期限

平成16年11月24日

3 北海道知事による措置

処分者等が2の履行期限までに1の措置を講じないときは、北海道知事が1の措置を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

北海道告示第907号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称

産業廃棄物処理特別対策事業

2 落札を決定した日

平成16年11月1日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 三友プラントサービス株式会社

(2) 住 所 神奈川県相模原市橋本台一丁目8番21号

4 落札金額

23,000,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年10月22日付け北海道告示第868号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、浜頓別町農業委員会が定めた下頓別地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第909号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、中標津町農業委員会が定めた上西竹地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第910号

道営土地改良（東山地区畑地帯総合整備（農業用排水、農道、区画整理、暗きょ、農地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年11月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第911号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

中標津地域の事項中「平成6年中標津町告示第15号」を「平成16年中標津町告示第139号」に改める。

北海道告示第912号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 茅部郡砂原町字砂崎13の4・字彦潤279の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 潮害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び砂原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第913号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町字昭和新山93・96（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、164

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第914号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 上磯郡上磯町字館野93の2・94の2・97（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第915号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町字弘和486の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第916号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内2の1、2の8
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第917号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成16年11月13日から施行する。

平成16年11月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項株式会社東京三菱銀行の事項中「東京営業部」を削る。

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第72号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年11月12日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ICU管理用モニターシステム 一式

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納 入 期 日 平成17年3月31日（木）

- (4) 納 入 場 所 札幌医科大学附属病院救急集中治療部

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。

- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

- (4) 当該調達品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年11月12日から12月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学事務局業務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院臨床第一会議室(A)（送付による場合は、郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課）

(2) 入 札 日 時 平成16年12月24日（金）午前10時（送付による場合は、平成16年12月22日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)、(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2(2)のA及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

(1) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに札幌医科大学長から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局業務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3116

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Patient monitor system for critical and intermediate care unit

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 24, 2004

(If mailed, bids must arrive no later than December 22)

C . Contact : Division of Distribution Administrative, Administration, Sapporo Medical University

Nishi 16-chome Minami1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan.

Phone : 011-611-2111 Extension 3116

札幌医科大学告示第73号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年11月12日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

生命維持管理システム 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成17年3月31日（木）

(4) 納 入 場 所 札幌医科大学附属病院救急集中治療部

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

(4) 当該調達品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年11月12日から12月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学事務局業務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院臨床第

一会議室(A) (送付による場合は、郵便番号 060 - 8543 札幌市
中央区南 1 条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課)

(2) 入 札 日 時 平成16年12月24日 (金) 午前10時 (送付による場合は、平成
16年12月22日までに必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(2)、(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の 2 (2)の ア及び 3 の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(5)、(7)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

(1) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに札幌医科大学長から、提出した
書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局業務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南 1 条西16丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3116

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Life support management system's

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 24, 2004

(If mailed, bids must arrive no later than December 22)

C . Contact : Division of Distribution Administrative, Administration, Sapporo Medical
University

Nishi 16-chome Minami1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan.

Phone : 011-611-2111 Extersion 3116

